

総務委員会資料

1 所管事務の調査（報告）

（1）令和7年国勢調査の実施について

資料 令和7年国勢調査の実施について

総務企画局

令和7年5月22日

令和7年国勢調査の実施について

— 令和7年国勢調査を10月1日に実施します —

1 調査目的等

国勢調査は、5年ごとに実施する人及び世帯に関する全数調査です。

国及び地方公共団体における各種行政施策その他の基礎資料を得ることが目的で、統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に基づく基幹統計調査です。

2 調査期日及び調査対象

令和7年10月1日（水）現在で、全国一斉に、国内に常住する全ての人（外国人を含む。）を対象に実施します。（外国政府の外交使節団、領事機関の構成員等は除外。）

3 調査事項（全16項目）

世帯に関する事項（4項目）	備 考
(1) 世帯の種類	一般世帯、寮等の区別
(2) 世帯員の数	
(3) 住居の種類	一般住宅、施設等の区別
(4) 住宅の建て方	戸建て、集合住宅の区別

世帯員に関する事項（12項目）	備 考
(1) 氏名及び男女の別	
(2) 世帯主との続柄	
(3) 出生の年月	
(4) 配偶者の有無	
(5) 国籍	
(6) 現在の住居における居住期間	
(7) 5年前の住居の所在地	
(8) 就業状態	就業の有無
(9) 従業地又は通学地	
(10) 従業上の地位	自営等、雇用者の区別
(11) 所属の事業所の名称及び事業の内容	産業を把握するもの
(12) 仕事の種類	職業を把握するもの

4 調査の方法

(1) 基本的な方法

ア 調査票等の配布

調査員が、オンライン回答 I D、紙の調査票、返信用封筒等を同時に各世帯に配布します。

イ 回答世帯による回答

各世帯は、オンライン回答又は紙の調査票で回答します。なお、利便性が高く、個人情報保護にも資するため、オンライン回答及び郵送提出を推奨し、広報します。

また、世帯特定を容易にするため、紙の調査票と返信用封筒には世帯特定用番号が記載されています。

ウ 所定の書類の作成

調査員は、担当調査区の調査区要図及び調査世帯一覧等を作成し、調査員が作成した書類等は全て区役所に提出します。

(2) 社会福祉施設等における方法

有料老人ホーム等の施設及び関係団体等に、調査実施への協力を依頼し、(1)と同様に調査を行います。

5 調査員及び指導員

(1) 予定調査員数等

調査員数	指導員数	有人調査区数	人口	世帯数
6,962 人	698 人	13,922 調査区	1,556,975 人	793,600 世帯

※人口・世帯数は、令和7年5月1日現在

(2) 調査員

調査員は、市長の推薦に基づき、総務大臣が任命する非常勤の国家公務員で、担当調査区における調査票等の配布及び所定の書類の作成等を行います。川崎市では、町内会・自治会等に推薦を依頼し、不足分は登録調査員等に依頼します。

調査員の任命期間は令和7年9月1日～10月31日（61日間）で、業務の対価として調査員手当を支給します。

(3) 指導員

指導員は、市長の推薦に基づき、総務大臣が任命する非常勤の国家公務員で、区職員の指導の下、調査員の支援、調査関係書類の内容点検等を行います。川崎市では、統計調査員の経験のある登録調査員等を主とし、区総務課職員からも推薦します。

指導員の任命期間は令和7年7月18日～12月1日（137日間）で、区総務課職員から推薦された者を除き、業務の対価として指導員手当を支給します。

6 川崎市独自の新たな取組

(1) 業務委託による調査員の負担軽減

調査員の業務のうち、世帯に配布する用品一式（オンライン回答 I D、紙の調査票、返信用封筒等）を組み立てる業務の負担が比較的大きかったため、今回、当該業務について業務委託を行い、事業者により対応することとします。

(2) 調査票等の追加請求が必要な方に向けたインターネット受付の提供

2世帯住宅にお住まいの方など、調査票等の追加請求が必要な方に向けて、24時間対応のインターネット受付を導入し、利便性の向上を図ります。

なお、従来型の電話受付も行います。

7 令和7年国勢調査川崎市実施本部の設置

(1) 目的

令和7年国勢調査の実施に当たり、その調査の正確かつ円滑な推進を図るため。

(2) 設置日

令和7年5月22日

(3) 構成員

- ・ 本部長 加藤副市長
- ・ 副本部長 総務企画局長
- ・ 本部員 各区長、関係局長
- ・ 事務局長 総務企画局都市政策部長
- ・ 事務局次長 総務企画局都市政策部統計情報課長

8 広報等

(1) 広報の実施

国及び県による広報を踏まえ、時期別に、市域での効果的な広報を実施します。

具体的には、「市政だより」及び市のホームページの活用、SNS（X、LINE）の市アカウントの活用、区役所等での懸垂幕やポスターの掲示及びチラシの配布、市と協定を締結している事業者にもポスターの掲示を依頼する等の取組を行います。

(2) 調査実施への協力依頼

ア 社会福祉施設等

関係局及び関係団体等に、調査実施への協力等を依頼します。

また、運営法人には、調査業務の受託や施設職員の調査員推薦などの協力を依頼します。

イ 特別調査、水面調査等

関係局及び関係団体等に、調査実施への協力及び関連情報提供を依頼します。

ウ マンション関係団体等

国及び県による全国及び県域関係団体への依頼を踏まえ、管理会社（管理人）等へ調査実施の協力を依頼します。

9 集計及び結果公表

(1) 集計

市及び区で内容点検した調査票等は、神奈川県を通じて総務省に提出し、全ての調査票等は、総務省で集計されます。

(2) 総務省による集計区分と結果公表

ア 速報集計

国が、令和8年5月末までに「人口速報集計による全国、都道府県、市区町村別の人口総数」を公表する予定です。

川崎市においては、国公表後、川崎市分の数値を独自に抽出及び編集し、公表する予定です。

イ 人口等基本集計（確定人口及び世帯数）

国が、令和8年9月末までに「人口等基本集計による全国、都道府県、市区町村別人口総数及び世帯数」を公表する予定です。

川崎市においては、国公表後、川崎市分の数値を独自に抽出及び編集し、公表する予定です。

ウ その他

国は、令和8年12月以降、順次、「就業状態等基本集計」「従業地・通学地集計」「人口移動集計」「小地域集計」を公表する予定です。

川崎市においては、国公表後、川崎市分の数値を独自に抽出及び編集し、随時、公表する予定です。

10 主な調査スケジュール（予定）

令和7年 5月～6月	川崎市実施本部の設置（5月22日） 調査員、指導員の推薦
7月～8月	調査員就任予定者との連絡調整 指導員事務打合せ会
9月	調査員事務説明会（9月上旬、各区複数回開催） オンライン回答ID、紙の調査票、返信用封筒等の配布（9月20日～30日）
10月	調査基準日時【10月1日午前0時】 「回答確認リーフレット」配布 各世帯による調査への回答（オンライン、郵送等） 未提出世帯への対応（再度の回答依頼リーフレット配布など） 調査関係書類の提出（調査員→区役所）
11月～12月	市区での調査関係書類内容点検（1周目）
令和8年 1月～3月	市区での調査関係書類内容点検（2周目） 神奈川県を通じて総務省に調査票等の関係書類一式の提出 川崎市実施本部の解散（3月末）